



2022年12月19日

各位

会社名 株式会社ソフトウェア・サービス
代表者名 代表取締役会長 宮崎 勝
(コード 3733 スタンダード市場)
問合せ先 取締役経営管理部長 伊藤 純一郎
(TEL. 06-6350-7222)

譲渡制限付株式報酬制度の改定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2019年1月25日開催の第50回定時株主総会においてご承認いただきました譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の改定に関する議案を2023年1月20日開催予定の第54回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

1. 本制度の改定の目的等

当社の取締役の報酬等の額は、2001年7月25日開催の第32回定時株主総会において、年額100,000千円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分は含みません。）とし、また、2019年1月25日開催の第50回定時株主総会において、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記報酬枠と別枠にて、当社の取締役に対して譲渡制限付株式付与のための金銭債権の総額を年額20,000千円以内、譲渡制限付株式報酬として発行又は処分される当社の普通株式の総数を年2,000株以内とすることにつき、ご承認をいただいております。

今般の改定は、当社の企業価値の持続的な向上に向けた貢献意欲をより一層高めることを目的とするものであり、当社の取締役を対象に、本制度の内容を以下のとおり一部改定することといたしました。

2. 本制度の改定の概要

本制度に基づき当社の取締役に対して支給する金銭債権の総額を年額500,000千円以内（うち、社外取締役分は年額10,000千円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）とし、当社が発行又は処分する普通株式の総数を、年50,000株以内（うち、社外取締役分は年1,000株以内。ただし、本株主総会の決議の日以降の日を効力発生日とする当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を、必要に応じて合理的な範囲で調整します。）へと改定することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

このほか、譲渡制限期間については、「割当を受けた日より5年間」としてご承認をいただいておりますが、本株主総会において「割当を受けた日より3年間」に変更いたします。また、当社の監査役に対する譲渡制限付株式報酬においても上記同様の譲渡制限期間の変更を予定しております。

なお、上記の改定につきましては、今後付与される譲渡制限付株式に適用されるものであり、既に付与済みの譲渡制限付株式に関して譲渡制限期間等を変更するものではありません。

3. その他

以上の改定点のほか、本制度における内容に変更はございません。導入時の本制度内容については、2018年12月17日付で公表した「譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ」をご参照ください。

以 上